

障害年金 厳しい受給条件

「初診日以前から納付」緩和されず

病気やけがで、障害がある人に支給される障害年金。同じ公的年金でも、老齢基礎年金は受給に必要な加入期間の短縮が予定されるなど、年金を受け取れない人をなくす方向で制度が改められているが、障害年金では状況が異なる。統合失調症を患う愛知県の男性(40)は、二十年近く保険料を納めているのに障害年金を受けられておらず「一定の納付期間があれば給付を認めてほしい」と訴えている。

(諏訪慧)

障害年金は、国民年金や厚生年金から賄われる。受給した日(初診日)に国



将来の不安を吐露する男性＝愛知県内で

救済策から漏れる人も

料の三分の二以上を納めているのが原則だ。初診日より後に納めてももらえない。

男性が統合失調症を発症したのは、二十三歳で大学院に通っていた一九九七年。二十歳以上の学生に、国民年金加入が義務化された六年後だ。男性は当時、学生に納付義務があると知らず、初診日の時点で保険料が未納だった。

男性のように、学生時代に制度についてよく知らなかったために未納となり、障害を負ったときに年金がもらえない事態を避けるため「学生納付特例」が設けられたのは二〇〇〇年。それ以前は、親の収入が低い場合などに保険料が免除される制度があった。しかし、男性は免除されておらず、特例が制度化される以前に発症したため、現在も障害年金がもらえていない。

大学院修了後に就職した

が、病気によるうつや妄想でほとんど出勤できず、ほどなく退職。その後も就職と退職を繰り返した。無職の期間はほとんどなく、生活は楽ではなかったが保険料は納めてある。学生の未納期間についても「もしかしら後からでも払えば、年金がもらえるかもしれない」と、さかのぼって納付している。

「後からの納付」に応じる必要がある

「年金は老後にもうつイメージが強いかもしれないが、病気やけがで障害を負う恐れは誰にでもある。未納は危険」。障害年金に詳しい愛知県春日井市の社会保険労務士、鈴木雅貴さん(50)は訴える。

鈴木さんによると、障害年金では「社会的治癒」という考え方がある。通院や服薬をせず、働くなどして健常者と同じような生活を五年ほど送ってから、再び通院を始めた場合は「いっ

いまは症状が落ち着いており、アルバイトをしながら実家で七十代の両親と同居。バイト代は月に五万円ほどで、両親の年金が頼りだ。老齢基礎年金は受けられる見込みだが、受給開始まで二十年以上ある。「老齢年金をもらえる前に、親が亡くなったら、どうやって暮らせばいいのだろうか」と不安を隠さない。

たん治り、その後、再び発症した」とみなし、初診日が再設定される。

しかし、精神疾患がある場合は、服薬をやめると症状が悪化することも少なくなく、「社会的治癒を適用するのは難しい」という。障害年金をめぐって国は昨秋、初診日を証明する方法を緩和するなど、年金をもらえない人を減らす手立てを講じているが、男性のようなケースでは救済されない。鈴木さんは「初診日以前に未納でも、その後一定の保険料を納付した人にとっ

十分にけがに注意したい。